

中国による水産物禁輸措置の即時撤廃を求める意見書

国は、令和5年8月から始まったALPS処理水の海洋放出に伴い、中国が実施していた日本産水産物の全面輸入停止措置を巡り、本年5月30日、輸出再開に向けた手続きを開始することで両政府が合意したことを公表した。今回の禁輸措置で大きな打撃を受けていた我が国の水産業の需要回復へ期待が高まる一方で、中国側の今後の手続きにより、実際に輸出を再開できるのは数ヶ月後になる見込みであり、中国に対して迅速な対応を強く求めていくとともに、国家間の約束を確実に履行させなければならない。

また、今回の輸出再開は、部分的な解除であり、当県を含む10都県は対象外となっているため、引き続き、全面的な輸出再開を強く求めていく必要がある。

ALPS処理水の海洋放出は、国際原子力機関（IAEA）の評価において「人及び環境に対し無視できるほどの放射線影響」とされており、「国際安全基準に合致している」との報告書がまとめられ、多くの国々も我が国の本計画に理解を示している。しかしながら、中国はかねてよりALPS処理水を「核汚染水」と表現し、科学的根拠に基づかない従来の主張を崩さず、日本産水産物の輸入を全面停止した一方で、我が国の三陸沖などで活発に操業を続け、漁獲した水産物を自国で消費していることから、日本産海産物を全面輸入停止としていた根拠は論理的に破綻しており、極めて不当である。当県をはじめとする漁業者や水産加工業者等への影響は大変大きいことから、国は毅然とした対応をする必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 中国に対し、当県を含む10都県の水産物輸入停止の即時撤廃を強く求めること。
- 2 中国が科学的根拠もないまま輸入停止を続ける場合には、貿易関連の経済的威圧であり到底容認できないことから、世界貿易機関（WTO）への提訴などを含めた対応を検討すること。
- 3 今後の政治的リスク等も想定し、中国以外の新たな輸出先の開拓など、販路の多角化を早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

衆 参 内 外 農 経	議 議 閣 務 林 済	院 院 総 務 水 産	議 議 理 大 産 業	長 長 臣 臣 大 大 臣 臣
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	--------------------------------------

宛て

福島県議会議長

西山尚利